

低燃費かつ低排出ガス認定車の区分の変更について

低公害車等の低燃費かつ低排出ガス認定車の区分が変更されています。

このため、平成 26 年度分の自動車環境報告書の作成にあたっては、次の区分に従って保有台数の計上を行ってください。また、自動車環境計画書を作成する場合も同様の区分により計上してください。

A 平成 25 年度分まで：平成 22 年度燃費基準及び平成 12 年排出ガス基準を満たす車両又は

平成 22 年度燃費基準及び平成 17 年排出ガス基準を満たす車両

B 平成 26 年度分から：平成 22 年度燃費基準のうち+25%以上及び平成 17 年排出ガス基準を満たす車両又は

平成 27 年度燃費基準及び平成 17 年排出ガス基準を満たす車両

表：平成 26 年度分の報告書から変更する低燃費かつ低排出ガス認定車の区分の内容

排出ガス基準達成車 燃費基準達成車			排出ガス基準				
			12 年基準			17 年基準	
			+25% ★	+50% ★★	+75% ★★★	+50% ★★★	+75% ★★★★
燃費基準	22 年度基準	+ 0%	A	A	A	A	A
		+ 5%	A	A	A	A	A
		+10%	A	A	A	A	A
		+15%	A	A	A	A	A
		+20%	A	A	A	A	A
		+25%	A	A	A	A及びB	A及びB
		+38%				B	B
		+50%				B	B
	27 年度基準	+ 0%				B	B
		+ 5%				B	B
		+10%				B	B
		+20%				B	B

※ A：平成 25 年度分まで， B：平成 26 年度分から